

一般事業主行動規範

次世代法に基づく一般事業主行動計画（2025年策定）

社員が能力を発揮し、仕事と子育てを両立できる働きやすい環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

計画期間 令和7年12月1日～令和11年11月30日までの5年間

内容 ■目標1

社員の年間総実労働時間を削減するとともに、有給休暇の取得促進を図る

【対策】

年次有給休暇の取得日数が1人あたり年間14日以上となるよう、月に1回の休暇取得、休日に挟まれた平日の休暇取得、大型連休前後の休暇取得等について、積極的な取得に向けた周知・啓発を継続して実施し、年次休暇の取得促進を図る。
また、年次有給休暇に加え、夏季特別休暇等の有給休暇の取得率100%を目指し、周知・啓発を行う。

■目標2

女性社員の育児休業取得率について75%以上の水準を維持するとともに、男性社員の育児休業取得率の向上を図る

【対策】

出産及び育児支援のための休暇制度を社内掲示板で周知する。

対象者に対し、育児休業の活用を促進するため、制度の個別周知、育児休業取得の事例紹介や育児に関する意識向上に向けた支援を実施する。

新規採用者に対し、育児や介護に関連する制度の説明用パンフレットの配布を行い、制度の周知を図る。

管理職に対し、育児休業取得への理解を更に深めてもらうための取組を行う。

この対策により、女性社員の育児休業取得率75%以上、男性社員の育児休業取得率40%以上を目指す。

■目標3

仕事と家庭の両立支援に資する柔軟な働き方を推進する。

【対策】

勤務時間のシフトやテレワーク勤務等の利用促進を図る。